令和５年度
埼 玉 県 潜 在 介 護 職 員
再就職準備金貸付の手引き

令和５年６月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

目 次

１　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　貸付対象要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６　返還の猶予・免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

７　届出義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

８　様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

９　問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

10　資料

⑴ 埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱　・・・・・・・８

⑵ 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

１　事業の概要

（１）事業の目的

離職した介護職員で、介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金を貸し付けることにより、県内介護人材の確保を支援することを目的とします。

（２）実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

（３）貸付の対象者

県内に所在する事業所又は施設に介護職員として**令和５年４月１日～令和６年３月３１日の間に就労した者**であって、**次の①から④までの基準を全て満たす者**とします。

① 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

ア　介護福祉士

イ　介護職員実務者研修を修了した者

ウ　介護職員初任者研修を修了した者

（介護職員基礎研修、訪問介護員（ホームヘルパー）１級、２級課程を修了した者を含む）

② ①に掲げる者として、介護保険サービス事業所又は施設等（※１）において、資格登録日以降の介護職員としての実務経験を１年以上（雇用期間が通算３６５日以上かつ介護等の業務に従事した期間が１８０日以上）有する者

③ 県内の介護保険サービス事業所又は施設等（※１）に、介護職員として就労（内定を含む）した者（１年あたり１８０日以上の勤務であること）

④ 直近の介護職員としての離職日から１か月以上経過した者であって、介護職員として再就労する日までの間に、県福祉人材センターへ「介護福祉士等届出制度」による届出又は求職登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した者

（※１）障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

（４）貸付額及び貸付回数

貸付額は、４００，０００円と再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とします。

貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとします。

（５）貸付予定人数

６５名

（６）貸付方法及び利子

貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行います。また、利子は無利子とします。

（７）連帯保証人

貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければなりません。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人でなければなりません。

また、連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

（８） 留意事項

① 申請をする場合には、県福祉人材センターへ「介護福祉士等届出制度」による届出又は求職登録が必要となります。

② 申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付けを決定します。なお、審査結果によっては貸付決定とならない場合があります。

③ この貸付は、令和５年度に介護職員として就労した者が対象となります。

２ 申請

（１）申請書類

借受希望者は、次に掲げる書類を作成し、県社協に提出してください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

	申請書類	備考
①	再就職準備金貸付申請書（様式第１号）	
②	再就職準備金利用計画書（様式第２号）	
③	誓約書（様式第３号）	
④	実務経験証明書（様式第４号）	過去の勤務先が証明するもの
⑤	再就職（内定・決定）証明書（様式第５号）	再就職先が証明するもの
⑥	同意書（様式第１３号）	
⑦	資格証明書(写)	
⑧	申請者の住民票	３か月以内に取得したもの（**本籍記載あり**、マイナンバー記載なしのもの）
⑨	連帯保証人の住民票	
⑩	連帯保証人の収入を証明するもの	最新年度の課税証明書等

※ 個別の状況に応じ、上記以外の書類が必要となる場合があります。

※ 申請書類の作成にあたって、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

（２）県福祉人材センターへの届出又は登録

申請書類のほか、直近の介護職員としての離職日から１か月以上経過した者であって、介護職員として再就労する日までの間に、予め県福祉人材センターへ「介護福祉士等届出制度」による届出又は求職登録が必須です。いずれもホームページから届出・登録が可能です。

（インターネット環境が無い等の場合はお問い合わせください）

https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/notification.html

（３）申請締切

令和６年３月３１日（必着）

（４）申請方法

下記提出先の住所に申請書類を送付してください。不着等の事故を防ぐため、必ず特定記録郵便等で郵送してください。

【申請書類提出先】
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　福祉人材センター
〒330－8529
さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５　彩の国すこやかプラザ内
電話番号　０４８－８２４－３３７０

３　貸付対象要件

（１）介護の資格

次のいずれかの介護についての資格を有していることが必要です。

①　介護福祉士
②　介護職員実務者研修を修了した者
③　介護職員初任者研修を修了した者
④　介護職員基礎研修を修了した者
⑤　訪問介護員（ホームヘルパー）１級課程を修了した者
⑥　訪問介護員（ホームヘルパー）２級課程を修了した者

（２）実務経験

上記（１）に掲げる資格をもって介護保険サービス事業所又は施設等において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務であり、資格登録日以降の実務経験が１年以上（雇用期間が通算３６５日以上かつ介護等の業務に従事した期間が１８０日以上）有することが必要です。

例えば、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者が対象となります。

※障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

（３）再就職先

再就職先として、県内の介護保険サービス事業所又は施設等に介護職員として就労することが必要です。

※障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

４　貸付

（１）貸付額

貸付額については、４００，０００円と再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とします。

なお、介護職員として再就職する際に必要となる経費については、以下のとおりとします。

① 子どもの預け先を探す際の活動費
② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費又は参考図書等の購入費
③ 国家試験の受験手数料
④ 介護職員として働く際に必要となる靴や訪問介護職員として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
⑤ 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
⑥ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
⑦ その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

（２）貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付の可否を決定します。結果については、貸付決定又は不承認の旨を、借入申込者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた者は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼りつけた借用証書（様式第６号）、印鑑登録証明書（連帯保証人の分も含む）、再就職準備金振込口座申請書（様式第７号）、返還猶予申請書（様式第１１号）を提出いただきます。

（３）貸付金の交付

貸付金は、申請者から借用証書（様式第６号）、印鑑登録証明書等が提出されたものについて取りまとめ、その翌月までに指定口座に一括で送金します。ただし、書類が不足している場合や、申請状況等によりさらに日数を要することがあります。

（４）貸付契約の解除

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、契約を解除します。

なお、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるときとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

① 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなったと認められるとき
② 死亡したとき
③ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（５）資金交付までの主な流れ

申請者（貸付要件を全て満たす者）

① 県福祉人材センターへ「介護福祉士等届出制度」による届出又は求職登録をして就職活動

↓

② 介護事業所又は施設へ再就職

↓

③ 貸付申請

↓

④ 県社協にて申請書類をもとに貸付の可否を審査

↓

⑤ 県社協から貸付決定又は不承認通知を交付

↓

⑥ 借用証書、返還猶予申請書等の提出

↓

⑦ 県社協から資金を交付（指定口座に送金）

５　返還

（１）返還の内容

次のいずれかに該当するときは、月賦又は一括のいずれか希望する方法により１年以内に返還しなければなりません。その場合は、返還計画申請書（様式第９号）を提出いただきます。

① 貸付契約が解除されたとき

② 県内において、介護職員の業務に従事する意思がなくなったとき

③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

（２）延滞利子

正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３．０パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

６　返還の猶予・免除

（１）返還の猶予

次のいずれかに該当し、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予します。その場合は、返還猶予申請書（様式第１１号）等を提出いただきます。

① 県内において、介護職員の業務に従事しているとき

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

（２）返還の免除

次のいずれかに該当するときは、返還債務を免除します。その場合は、返還免除申請書（様式第１０号）を提出いただきます。

① 介護職員として就労した日から、県内において２年の間、引き続き介護職員の業務に従事したとき

※２年の間とは、在職期間が通算７３０日以上であり、かつ、業務に従事した期間が３６０日以上とします。 ※法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、上記期間に算入します。 ※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、上記期間には算入しないものとしますが、引き続き、介護職員の業務には従事しているものとして取り扱います。

② 介護職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員として従事することができなくなったとき

７　届出義務

この貸付けに関する届出事項（住所・連帯保証人等）について、変更があった場合は、異動届（住所・氏名・連帯保証人等）（様式第８号）を提出してください。

８　様式一覧

埼玉県潜在介護職員再就職準備金貸付にかかる様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。 https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/

名　　称	様式番号
再就職準備金貸付申請書	様式第１号
再就職準備金利用計画書	様式第２号
誓約書	様式第３号
実務経験証明書	様式第４号
再就職（内定・決定）証明書	様式第５号
借用証書	様式第６号
再就職準備金振込口座申請書	様式第７号
異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第８号
返還計画申請書	様式第９号
返還免除申請書	様式第１０号
返還猶予申請書	様式第１１号
業務従事届	様式第１２号
同意書	様式第１３号
辞退届	様式第１４号

９　問い合わせ先

〇社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　福祉人材センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５彩の国すこやかプラザ内

電　話　０４８－８２４－３３７０　ＦＡＸ　０４８－８３３－８０６２

〇埼玉県　福祉部　高齢者福祉課　介護人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂３－１５－１

電　話　０４８－８３０－３２３２　ＦＡＸ　０４８－８３０－４７８１